

保医発0405第1号
令和3年4月5日

地方厚生（支）局保険主管課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

様

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

治療用装具の療養費支給基準について

標記については、昭和36年7月24日付保発第54号通知により運用されているところであるが、今般、同通知中記1により療養費支給基準とされている障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部について、令和3年3月31日付け厚生労働省告示第145号をもって改正された（別添参照）ので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

また、料金の算定方法については、当該都道府県の障害福祉主管課（部）等との連携をとりつつ、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。